平成 29 年度 事業計画

<事業方針>

改正社会福祉法の施行により、西条市社協も新体制でスタートします。組織として、ガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を進めてまいります。また、地域福祉を推進する中核組織として、社会福祉法人、社会福祉施設と協働して地域における公益的な取組を進めてまいります。

国では、一億総活躍プランで示された「地域共生社会」の実現を図るべく、制度横断的・包括的な相談支援体制の構築や、高齢者や障がいを持つ人たちが持てる能力を発揮することができる社会づくり、地域住民が互いに支えあう仕組みづくりに向けた検討が進められています。

このような状況のもと、共に生きる豊かな福祉社会の構築のため、社協のも つネットワークを最大限に生かしながら、住民参加、協働による住民相互の支 えあい活動の促進や、支援を必要とする人への相談支援、社会的孤立の防止に 向けた取組や、福祉サービス利用援助事業、法人成年後見事業などの権利擁護 事業に取り組んでまいります。

また、介護保険制度改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業への移行とともに在宅福祉サービスの充実に対する期待が高まる中、利用者に信頼される質の高い介護サービス及び障がい福祉サービスを提供してまいります。更に子ども・子育て支援として、児童発達支援センターの建設に向けた取組を継続して推進してまいります。

今後発生が懸念される地震災害等への備えや、住民相互の支えあいの仕組みづくりなどを促進するうえで、啓発活動の強化とともに活動を担う人材の育成が重要な課題となっています。今年開催される「愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会」においても、ボランティアの活躍に期待が寄せられており、今後ますます必要性が高まってくるボランティア活動の充実強化に取り組んでまいります。

<重点目標>

- 1. 身近な地域での住民のつながり、支えあい活動の推進
- 2. 社会福祉法人制度改革に伴う経営管理の強化
- 3. 権利擁護、相談、生活支援体制の強化
- 4. 在宅福祉サービス事業の充実及び経営強化
- 5. 西条市とのパートナーシップの強化

<事業実施項目>

1. 総務福祉部門

- (1) 社会福祉協議会の経営、事業体制の強化を図る。
 - ① 理事会の開催適正運営
 - ② 専門部会の開催適正運営
 - ③ 監事会の開催適正運営
 - ④ 評議員会の開催適正運営
 - ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催適正運営
 - ⑥ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
 - (7) 社会福祉法人制度改革への対応、社会福祉充実計画の作成
 - ⑧ 新会計基準での経理事務の適正運用
 - ⑨ 情報公開への適切な対応及びマイナンバー制度への対応
 - ⑩ 職員研修強化及び育成事業の実施
 - ⑪ 職員の適正配置及び将来計画の検討
 - ② 人事管理体制の強化及び適正な労務管理の実施
 - ③ 事業見直しに伴う財政計画の見直し
- (2) 役員・職員の資質向上のため、研修体制の強化を図る。
 - ① 愛媛県社会福祉大会への参加
 - ② 関係機関が開催する研修会への派遣
 - ③ 全職員の資質向上を目指した研修の実施及び内部研修の充実
 - ④ 研修成果を職場へ還元し職員全体の資質向上
- (3) 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
 - ① 市との協働関係の構築
 - ② 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ③ 福祉関係各団体行事への協力
 - ④ 近隣社協との情報交換による連携強化
- (4) 本所及び支所の連携強化、円滑な事業実施体制の構築に努める。
 - ① 本所・支所連絡会の開催
 - ② 本所及び支所業務の適正化を推進
 - ③ 事務の効率化・事務費削減への職員の意識改革の推進

- (5) 西条市指定管理者制度による受託施設の効率的な管理運営に努める。
 - ① 福祉関係施設の管理運営 東予総合福祉センターの適正運営及び利用促進 丹原福祉センターの適正運営及び利用促進 小松地域福祉センターの適正管理
 - ② 高齢者福祉施設の管理運営 老人憩の家の適正運営及び利用促進 丹原高齢者生活福祉センターの適正管理 小松生きがいデイサービスセンターの適正管理

2. 地域福祉部門

- (1) 社会福祉協議会住民会員制度の推進並びに会費の増強を図る。
 - ① 賛助会員などの増強を図るため、住民会員制度について趣旨徹底
 - ② 住民会費による地域福祉活動の強化
- (2) 住民が、より身近な地域で福祉サービスを享受できる地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める。
 - ① 支部間の連携促進のため支部長会の開催(4月17日:東予総合福祉センター)
 - ② 支部社協活動支援事業の実施(支部社協事業への職員派遣)
 - ③ 支部社協育成事業の実施(会費、共募配分金)
 - ④ メニュー事業による地域の実情に応じた支部活動の推進 ア 住民参加型在宅福祉サービス(ぬくもりボランティア)事業の実施 事業の拡充を図るため、研修会の開催
 - イ 敬老の家事業の実施
 - ウ 在宅介護者の会事業の実施
 - エ 老人のひろば事業の実施(7支部)
 - オ 児童の健全育成事業の実施(7支部)
- (3) 住民ニーズに沿った地域福祉活動を展開するため、地域福祉活動計画の研究。
 - ① 先進地の情報収集による研究
 - ② 市、県社協との連携による計画策定方法の研究
- (4) 全ての市民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事

業を強化する。

- ① 第13回西条市福祉フェスティバルの開催(4月29日:総合福祉センター)
- ② 各種福祉関係団体の活動支援
- ③ ふれあいベンチ設置事業の実施
- ④ ふれ愛シネマ事業の実施
- ⑤ なかよしきょうしつの実施(幼稚園との連携による未就学児の福祉 教育推進)
- ⑥ ひとり親家庭等新入学児童激励事業の実施
- ⑦ ほのぼの広場事業(児童クラブ利用児童と地域団体の交流)の実施
- ⑧ 少年式行事祝金事業の実施
- ⑨ 中学校卒業就職者等激励事業の実施
- ⑩ 高等学校生修学金基金による高等学校生修学金事業の実施
- ① 交通災害遺児進学・就職支援事業(県社協)への協力
- ② 歳末たすけあい事業の実施
- (3) 障がい者社会参加促進事業の実施 視覚障がい者向け「声の広報」発行事業の実施 西条市テープライブラリーの管理・運営(総合福祉センター)
- ⑭ 福祉用具貸出事業の実施
- (15) 屋内ゲートボール場運営事業の実施
- 16 出前講座事業の実施
- ⑩ 地域福祉事業と介護関連事業の連携を図り、相乗効果の得られる事業展開の実施
- (5) 判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を守り、地域で安心して 生活できるように権利擁護事業の推進を図る。
 - ① 法人成年後見事業の実施
 - ② 福祉サービス利用援助事業の実施(受託: 県社協)
 - ③ 権利擁護に関する理解促進のための広報啓発
- (6) 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への市民参加を促進するため広報活動の強化を図る。
 - ① 第 14 回西条市社会福祉大会の開催 (11 月 25 日:丹原文化会館) 福祉関係功労者表彰の実施 ダイヤモンド婚顕彰の実施
 - ② 社協だより「しあわせの架け橋」の発行(年4回)
 - ③ ホームページ、フェイスブックによる情報提供の充実

- ④ 県社協との連携他、各種広報媒体を使った啓発活動の実施
- ⑤ 社協パンフレットの改訂・発行
- ⑥ 各事業のちらしの作成・配布
- (7) まごころ銀行の運営強化を図る。
 - ① 寄付金の確保のため、啓発活動を強化
 - ② まごころ銀行基金の適正運営実施
- (8) まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業の推進。
 - ① ふれあい・いきいきサロン事業の実施 ア ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援 イ ふれあい・いきいきサロン便り「すまいる」の発行(年4回) ウ ふれあい・いきいきサロン世話人研修会の開催
 - ② 敬老の家事業の実施(再掲)
- (9) 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意織の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。
 - ① 福祉教育推進協力校説明会の開催
 - ② 福祉教育推進協力校の活動充実への支援
 - ③ 福祉教育推進協力校実践事例集の発行
 - ④ 作品募集の実施を通して福祉意識の醸成
 - ⑤ 児童生徒の福祉体験学習の実施
 - ⑥ 夏休みボランティアスクールを各支所で開催し、福祉意識の啓発
- (10) 高齢者や児童、障がい者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の拡充を図り、その活動を支援する。
 - ① ボランティアセンターの活動内容の充実
 - ② 支部社協と連携し、地域型ボランティアの育成
 - ③ 多種多様なボランティア講座を開催し、ボランティア意識の啓発と ともに組織化支援
 - ④ 点訳奉仕員等養成事業(点訳、要約筆記、朗読、手話)の適正実施 (受託:西条市)
 - ⑤ 企業等へのボランティア出前講座事業の実施
 - ⑥ ボランティアコーディネート機能の強化
 - ⑦ ボランティアロビー展の開催

- ⑧ ボランティア保険の加入促進
- ⑨ ボランティアセンターホームページによる情報提供の強化
- (11) ボランティア連絡協議会の充実強化を図り、ボランティア団体相互の 連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大とその強化に努 める。
 - ① 第14回ボランティアフェスティバルの共催(福祉施設、団体との連携)
 - ② ボランティア連絡協議会の支援
- (12) 災害ボランティア活動についての情報収集を進め、災害時に即応できる体制整備を図る。
 - ① 災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂
 - ② 関係機関との連携体制の構築
 - ③ 愛媛県内社協災害時支援協定に基づく活動の実施(災害時)
 - ④ 災害ボランティア講座の開催
 - ⑤ 災害ボランティアセンター用備品類の適正管理
 - ⑥ 西条市総合防災訓練への参加
- (13) 西条市市民活動支援センターやNPO法人等と連携し市民活動を支援 する。
- (14) 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関と連携のもとに問題解決に努める。
 - ① 各支所にて心配ごと相談事業の実施(受託:西条市)

西条支所 月曜日~木曜日 (13:00 ~ 16:00)

東予支所 毎週金曜日 (9:00 ~ 12:00)

丹原支所 第2、第4火曜日 (9:00~12:00)

小松支所 第2、第4水曜日(13:00~16:00)

- ② 事業の利用促進を図るための広報活動の実施
- ③ 支援事業所等を実施する関係機関等と連絡調整を図り、連携体制の 構築
- ④ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催
- (15) 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める(受託:県社協)。

- (16) 生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援事業を実施し、生活困窮者の複合的な課題に対し各種関係機関と連携を図り、自立の促進に努める。
 - ① 自立相談支援事業の実施(受託:西条市)
 - ア 相談支援センターの充実強化
 - イ 包括的な相談支援体制の構築と社会資源の開発
 - ウ 事業の周知・広報活動の実施
 - ② 生活困窮者等緊急時食料支給事業の実施 企業等より無償で提供される食料品を活用し、生活困窮から食料の 確保が困難な方を救済するために食料支給事業を実施する。
- (17) 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。
 - ① 共同募金への協力
 - ② 歳末たすけあい募金への協力
- (18) 平成 27 年度の介護保険制度改正により、西条市では平成 29 年度から介護予防給付の一部である介護予防訪問介護及び通所介護は、市が地域の実情に応じた取組みを行うことのできる「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行される。併せて地域の支え合いの形が見直され、ボランティアなど地域の多様な主体を活用しながら、高齢者を支援していく地域づくりが必要である。市から受託する「生活支援体制整備事業」において、生活支援コーディネーターを 2 名配置し地域住民が主体となった介護予防・生活支援サービスの充実が図れるよう。地域の互助を高め高齢者の生活を支える体制づくりを進める。
 - ①生活支援体制整備事業の実施(受託:西条市)
 - ア 地域資源・ニーズの把握
 - イ 地域資源の開発
 - ウ ネットワークの構築
 - エ ニーズと取組のマッチング
 - オ 市と協力して地域の関係者のネットワークを図り、協議体を設置 ②生活支援コーディネーターの資質の向上
- (19) 相談援助実習(社会福祉士実習)の受け入れを行い、福祉人材の育成 と職員の資質の向上に努める。
- (20) 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会の成功に向けて積極的に協力する。

3. 在宅福祉部門

- (1) 介護保険法に基づきサービス提供体制の充実強化を図るとともに、利用者、地域のニーズに応えられるよう質の高い安心なサービスの提供に努める。
 - ① ケアプランセンターの充実強化
 - ② ヘルパーセンターの充実強化
 - ③ 訪問入浴センターの充実強化(西条、東予)
 - ④ デイサービスセンターの充実強化(ひまわり、さくら、つばき)
 - ※ 「認知症対応機能」「重度高齢者対応機能」 「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」 を充実させる。
 - ⑤ 介護予防サービス事業(訪問入浴)の実施
 - ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) (介護予防・生活支援サービス)の実施
 - ※平成29年度から現在の要支援1・要支援2の方が利用する介護予防のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行する。
 - ⑦ 介護予防支援事業(介護予防サービス計画作成)の実施 (受託:西条市)
 - ⑧ 要介護認定調査の実施(受託:西条市)
 - ⑨ 職員の意識向上を図るため、資格の取得及び研修会への参加奨励
 - ⑩ 地域福祉事業との連携を進め、事業の広報活動を充実強化し利用 者の確保に努める。
- (2) 地域支援事業の充実強化を図り、地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。また、新たな介護予防・生活支援総合事業の実施に向けて、地域福祉部門との連携の強化を図る。
 - ① 食の自立支援事業の実施(受託:西条市)
 - ② 新しい総合事業の実施
- (3) 高齢者福祉事業、生活支援サービスの充実強化を図り、明るい長寿社会づくりと高齢者の社会参加を推進する。
 - ① 生きがい対応型デイサービス事業の実施(受託:西条市)
 - ② 軽度生活援助事業の実施(受託:西条市)
 - ③ 有償日常生活支援事業の適正実施と充実

- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス提供体制の充実 強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障がい福 祉サービスの提供に努める。
 - ① 居宅介護事業 (ホームヘルプ) の充実
 - ② 重度訪問介護事業(ホームヘルプ)の充実
 - ③ 同行援護事業(ホームヘルプ)の充実
 - ④ 児童発達支援事業(児童デイサービス事業)の充実強化 ※平成29年4月から受入児童数を10人から20人に定員枠を広 げ、待機児童の解消を図るべく事業の拡充をする。
 - ⑤ 保育所等訪問支援事業の充実
 - ⑥ 「児童発達支援センター」の施設整備の推進
 - ⑦ 相談支援事業の充実強化地域相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
 - ⑧ 障害支援区分認定調査の実施(受託:西条市)
 - ⑨ その他、障がい福祉サービス事業実施
 - ⑩ 職員の意識向上を図るため、関連資格の取得及び研修会への参加奨 励
- (5) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に 努める。
 - ① 障害者相談支援センター事業の実施(受託:西条市)
 - ② 障害者移動支援事業 (ホームヘルプ) の実施 (受託:西条市)
 - ③ 障害者(児)訪問入浴サービス事業の実施(西条、東予)

(受託:西条市)

- (6) 在宅介護支援センターの機能強化を図り、在宅福祉の充実に努める。
 - ① 在宅介護支援センター運営事業の実施(小松)(受託:西条市) ※介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)
 - 一般介護予防事業「いきいき百歳体操」「高齢者のつどいの場(高齢者カフェ)」など
 - ② 家族介護教室開催事業の実施(小松)(受託:西条市)
 - ③ 西条市地域包括支援センターとの連携強化

4. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。